

## 規制・制度改革の意義と主要アジェンダ

2011年10月18日

安念潤司（中央大/弁護士）

（前提となる認識）

最近の経済史研究の動向を見ると、1950年代から70年代に、ほぼ四半世紀に亘って続いた高度経済成長は、日本人の勤勉さ、伝統的ムラ社会の強み、長期雇用慣行、産業政策の賢明さ、官民協調体制などといった、かつて「ニッポン株式会社」の特長として称揚されあるいは警戒された諸要因によってではなく、むしろ、安価な労働力の大量投入と先進国からの新技術の導入とによって可能になった、と解釈されるようになって<sup>1</sup>。このことは、高度成長が、おそらくは再び訪れない一回的な現象であったこと、条件を整えば日本以外の国でも生起可能であること、を教えている。

高度成長を政策の力で再現することは、もはやできない（繰り返しになるが、かつての経済成長も政策の力で実現できたわけではない）。「ピンチをチャンスに変える」というクリシェは、耳に聒聒ができるほど聞かされたが、「窮鼠」が猫を咬むところを実際に見た人がいないのと同様に、本当にピンチがチャンスに変わった話などまず耳にしない。むしろ、かりに、少子高齢化、賃金の低落傾向、生産拠点の海外移転、所得格差の拡大などといった望ましくない諸現象が「ピンチ」だと考えられているのだとすれば、そうした認識は誤りであろう。これらの諸現象は、一時的逸脱ではなく、不可逆的な「巡航」状態と見るほかないからである。

しかし、欧米へのキャッチアップがほぼ完了した後の日本経済の不振は、先進国共通の現象とはいえない。日銀の最近の推計では、足許の日本の潜在成長率は、約0パーセントである。その原因として、最近公にされたNIRAのリポ

---

<sup>1</sup> 一例として、大来洋一『戦後日本経済論』（東洋経済新報社、2010年）。経済成長にかかわるナショナル・プライドの脱神話化はイギリスでも進行しており、経済史の大家ロバート・アレン（オックスフォード大学教授）は、（フランスやイタリアではなく）イギリスでのみ産業革命が進行した理由を、単純に、18世紀後半のイングランドでは労働者の賃金が高く、石炭ははじめエネルギーの価格が低かったことに求めている。Robert C. Allen, *The British Industrial Revolution in Global Perspective* (Cambridge, 2009).

ート<sup>2</sup>は、1990年代に日本が、「ゾンビ企業」の存続を許し、リストラを回避させるような政策をとったことを挙げているが、この見解は、多くのエコノミストの最大公約数であると思われる。

もしそうであるならば、日本経済の不振の原因は、非効率な部門（企業）に資本・労働力が張り付き、それがより効率的な部門（企業）へと移動しなかったことにあるといえるのであり、今後はその逆の政策をとるべきことを含意する。規制・制度改革の目標は、決して一つではなかろうが、最重要なものとして、こうした資本・労働力の移動を妨げる制度的要因を除去して、日本の産業の生産性を高めるところにあると思われる。

(いくつかのアジェンダ)

上記の認識からすれば、当面、次のようなアジェンダが設定できよう。もちろん、これらは網羅的ではないし、また、これらのすべてを当分科会が扱う必要はなく、そうすべきでもない。しかし、生産性向上のために、これらの課題を政府の何らかの部署で検討・研究し、政権としてその成果を統合することが期待される。

① 農林漁業への参入自由化、電力産業における発送電分離、TPP 交渉への参加、電波オークションの実施、混合診療の解禁、学校選択制の拡大、法人税減税（若しくは廃止）、消費税増税などは、すでに是非を論ずる段階ではない。実現の具体的な手順だけが議論されるべきである。

なお、TPP 交渉に関連して、非関税障壁は古くて新しい問題であり、例えば、相互認証が制度として認められていても、輸入に当たって、当局が輸入業者に対して、詳細な資料の提出や、さらにはその翻訳文の提出を求めるなど、現実には非関税障壁として機能しているプラスチックが残存していないか、点検する必要がある。

② 震災復興支援との関係では、法人税の廃止、漁業権の開放など、当面金額的には大きな成果を期待できなくても、規制・制度改革の観点から重大な「含意」を有するものについては、積極的に連携体制を組むべきである。

③ 巨大な公的債務を抱えたまま高い経済成長を実現することは（マクロ経

---

<sup>2</sup> 星岳雄=ア Nil・カシヤップ「何が日本の成長を止めたのか？」  
《<http://www.nira.or.jp/pdf/1002report.pdf>》。

済学的にどう説明するかはともかくとして)、まずできない相談であろう。年金・医療・介護の総支出はすでに 100 兆円を超えている。GDP の 5 分の 1 以上にも相当する規模の所得移転を中期的に維持できるとは到底思われない。特に、年金・医療に係る国庫の支出を大幅に減らすしか選択肢はない。最近、年金支給開始年齢の引き上げが議論されるようになったことは、今更の感はあるが歓迎すべきである。

- ④ 長期雇用か非正規雇用かしかない現在の雇用制度を変え、企業=労働者間の自由な合意を尊重し、合意した以上は厳格に遵守させる、新しいタイプの制度を設計する。長期雇用慣行は、企業にとってもはや維持できず、労働者にとっても最適とは言い難い。労働力の流動化は、正規雇用・非正規雇用間の賃金格差、先進国で最大の男女間賃金格差を解消していくためにも、是非必要であると思われる<sup>3</sup>。

ただし、労働力の流動化は、法制度改革だけでは到底できそうにない。ごく一部の企業の一部の労働者だけに長期雇用の特典を与えるのは、法的強制を何ら伴わない単なる慣行だからである。しかもこの慣行は、サラリーマンにとっての一種の最適化行動であったと思われるので、経済学や経営学の支援を受けてインセンティブの構造を変えなければ、対処のしようがないと思われる。

---

<sup>3</sup> もちろん労働コストの低減も、正統な目的の一つと考えられる。福祉大国スウェーデンの労働コストが意外に低いことについては、湯元健治=佐藤吉宗『スウェーデン・パラドックス』（日本経済新聞出版社、2010年）104頁以下。